

丹波篠山市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

単位：千円

区分	住民基本 台帳人口 (令和3年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和元年度の 人件費率
令和2年度	40,845人	27,625,118	439,435	4,622,973	16.7%	14.1%

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

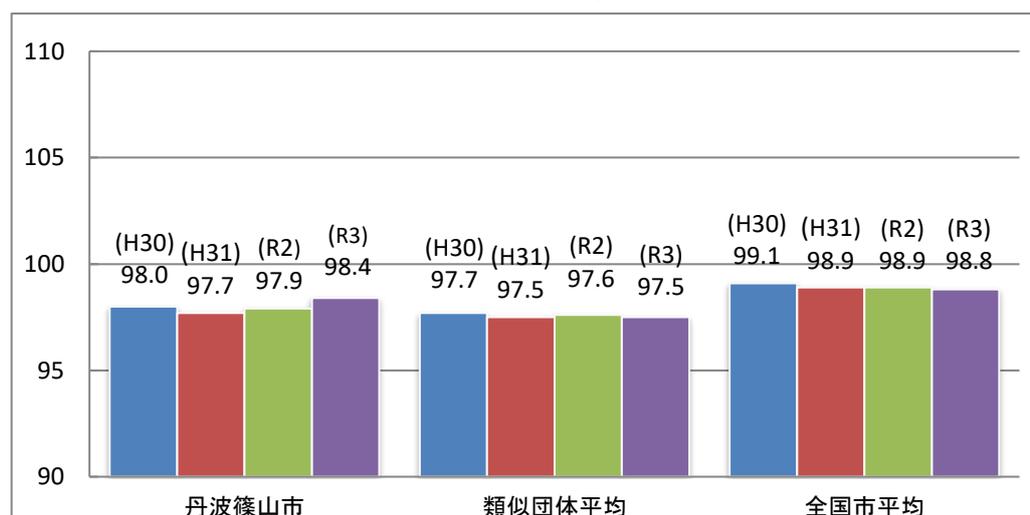
単位：千円

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員 手当	期末・勤勉 手当	計 B	
令和2年度	439人	1,659,136	247,646	648,319	2,555,101	5,820

(注) 1.職員手当には退職手当を含まない。
 (注) 2.職員数については、令和2年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含まない。
 (注) 3.給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(参考) 類似団体一人当 たり給与費
5,825

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1.ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給与月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

(注) 2.類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施] 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施時期、経過措置の有無等具体的な内容）

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日
 （内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。若年層については、引き下げなし。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。
 他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

(5) 特記事項

給与等の削減状況（令和3年4月1日現在）

区分	給料	期末手当	管理職手当	措置期間
市長	30%削減	44%削減	—	平成27年4月～在任中
副市長・教育長	10%削減	10%削減	—	平成27年4月～在任中
一般職	—	—	—	

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和3年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
丹波篠山市	42.8歳	326,100円	384,450円	351,788円
兵庫県	43.7歳	328,600円	424,668円	381,559円
国	43.0歳	325,827円	—	407,153円
類似団体	42.3歳	314,815円	371,896円	341,141円

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
丹波篠山市	50.8歳	14人	248,200円	270,929円	257,900円	—	—	—	—
うち清掃職員	46.4歳	5人	318,700円	346,860円	325,300円	廃棄物処理業	46.6歳	304,600円	1.1
兵庫県	56.3歳	361人	337,500円	404,625円	370,921円				
国	50.9歳	2,201人	286,947円	—	328,603円				
類似団体	51.6歳	14人	314,011円	338,441円	326,411円				

区分	参考		参考 C/D
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	
丹波篠山市	—	—	—
うち清掃職員	5,639,343円	4,236,800円	1.3

(注) 1.民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（平成29～31年の3ヶ年平均）。

(注) 2.技能労務職の職種と民間の職種の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

(注) 3.年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③ 教育職（幼稚園教諭）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
丹波篠山市	38.4歳	266,100円	283,655円	272,363円
兵庫県	41.3歳	355,500円	414,785円	—
類似団体	40.0歳	294,093円	326,125円	—

④ 看護職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
丹波篠山市	48.0歳	318,520円	357,905円	337,120円
国	47.6歳	319,112円	—	357,517円
類似団体	42.3歳	302,814円	365,682円	316,975円

(注) 1. 「平均給料月額」とは、令和3年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

(注) 2. 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(令和3年4月1日現在)

区分		丹波篠山市	兵庫県	国
一般行政職	大学卒	182,200円	188,700円	182,200円
	高校卒	154,900円	154,900円	150,600円
技能労務職	高校卒	157,400円	151,600円	—
	中学卒	—	—	—
教育職	大学卒	—	210,800円	—
	高校卒	—	—	—
看護職	大学卒	209,800円	—	—
	高校卒	—	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和3年4月1日現在)

区分		経験数10年	経験数20年	経験数25年	経験数30年
一般行政職	大学卒	257,850円	336,100円	365,157円	397,333円
	高校卒	—	—	344,167円	371,767円
技能労務職	高校卒	—	—	—	—
	中学卒	—	—	—	—
教育職	大学卒	—	—	—	—
	高校卒	—	—	—	—
看護職	大学卒	—	—	—	—
	高校卒	—	—	—	—

(注) 1. 該当職員が無い場合や、対象者が少数の場合は表示しない。

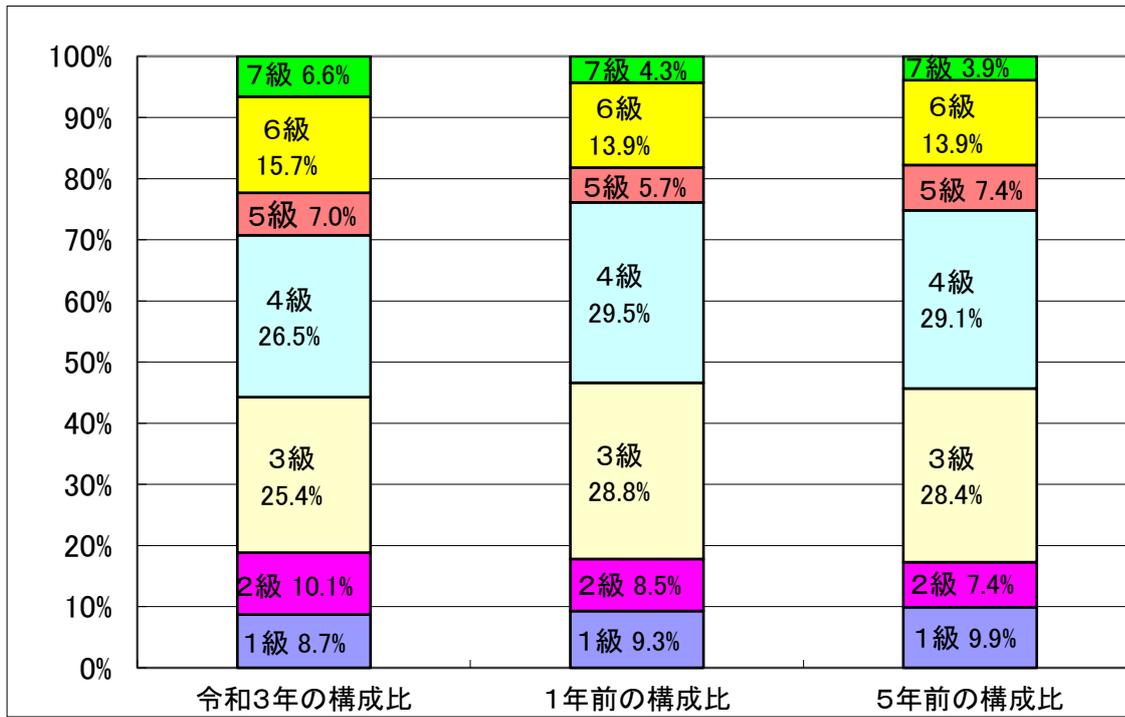
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和3年4月1日現在)

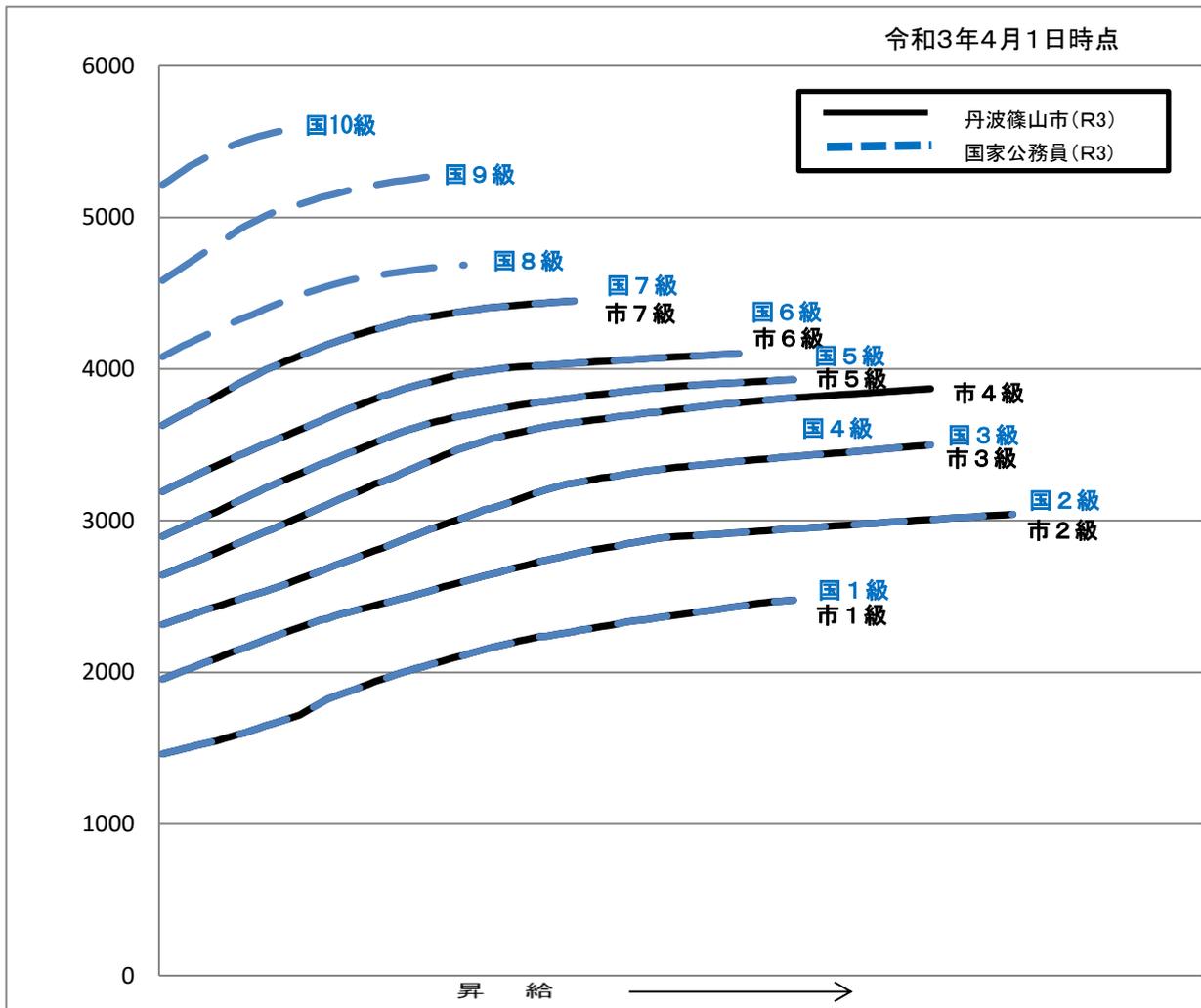
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
7級	部長・次長	19人	6.6%	362,900円	444,900円
6級	課長・副課長	45人	15.7%	319,200円	410,200円
5級	課長補佐	20人	7.0%	289,700円	393,000円
4級	係長	76人	26.5%	264,200円	387,000円
3級	主査	73人	25.4%	231,500円	350,000円
2級	主事	29人	10.1%	195,500円	304,200円
1級	主事	25人	8.7%	146,100円	247,600円

(注) 1. 丹波篠山市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

(注) 2. 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和3年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（丹波篠山市）

令和3年4月2日から令和4年4月1日 までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している					
活用している成績率		昇級可能 な区分	昇級実績が ある区分	昇級可能 な区分	昇級実績が ある区分
上位、標準、下位の成績率					
上位、標準の成績率					
標準、下位の成績率					
標準の成績率のみ（一律）		/		/	
ロ 人事評価を活用していない		○		○	
活用予定時期		未定		未定	

4 職員の手当の状況

(1) 期末・勤勉手当

丹波篠山市		兵庫県		国	
1人当たり平均支給額(令和2年度) 1,599千円		1人当たり平均支給額(令和2年度) 1,789千円		—	
(令和2年度支給割合) 期末手当 2.55月分 (1.45)月分	勤勉手当 1.90月分 (0.90)月分	(令和2年度支給割合) 期末手当 2.55月分 (1.45)月分	勤勉手当 1.90月分 (0.90)月分	(令和2年度支給割合) 期末手当 2.55月分 (1.45)月分	勤勉手当 1.90月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級による加算措置 役職加算 5%~10%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級による加算措置 役職加算 5%~20% 管理職加算 10%~20%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級による加算措置 役職加算 5%~20% 管理職加算 10%~25%	

(注) 括弧内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（丹波篠山市）

令和3年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している		○		○	
活用している成績率		支給可能 な成績率	支給実績が ある成績率	支給可能 な成績率	支給実績が ある成績率
上位、標準、下位の成績率		○	○	○	○
上位、標準の成績率					
標準、下位の成績率					
標準の成績率のみ（一律）		/		/	
ロ 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

(2) 退職手当（令和3年4月1日現在）

丹波篠山市			国		
支給率	自己都合	応募認定・定年	支給率	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
一人当たり 平均支給額	—	21,315千円	一人当たり 平均支給額	—	—
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和2年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（令和3年4月1日現在） ※丹波篠山市は該当なし

支給実績			千円
支給職員1人当たり平均支給年額			円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
—	%	数	%
—	%	数	%
—	%	数	%
—	%	数	%

(4) 特殊勤務手当（令和3年4月1日現在）

支給実績（令和2年度決算）				15,226千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）				205,757円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和2年度）				16.82%
手当の種類				7種類
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	
医師手当	診療所医師	医師業務	500,000円以内	
感染症対応作業手当	感染症対応作業従事者	感染症対応作業	1,000円（日額）	
犬、ねこ等動物死体処理作業手当	犬、ねこ等動物死体処理作業従事者	犬、ねこ等動物死体処理作業	500円（日額）	
行旅死亡人等取扱作業手当	看護、移送、埋葬に従事した者	行旅死亡人等取扱作業	1,000円（日額）	
家畜死廃処理作業手当	家畜死廃処理作業従事者	家畜死廃処理作業	500円（1回）	
水火災等出動手当	消防職員で機関員、その他	水火災等出動業務	510円、380円（1回）	
救急出動手当	消防職員で救命士、機関員、その他	救急出動業務	510円、380円、240円（1回）	

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和2年度決算）	90,024千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）	241千円
支給実績（令和元年度決算）	95,129千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）	256千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和2年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和3年4月1日現在）

手当名	内容および支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和2年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和2年度決算)
扶養手当	(1)配偶者6,500円 (2)子10,000円、父母等6,500円 16歳の年度初めから22歳の年度末までの子は5,000円加算。	同		55,656千円	255,303円
住居手当	家賃支払者 家賃支払者に応じて最高28,000円まで	同		26,173千円	294,079円
通勤手当	(1)交通機関利用者実費支給 ただし、最高限度額55,000円 (2)交通用具利用者 2km以上3km未満 2,500円 3km以上4km未満 3,400円 4km以上5km未満 4,300円 5km以上7km未満 5,200円 7km以上10km未満 6,600円 10km以上15km未満 8,000円 15km以上20km未満 10,000円 20km以上25km未満 12,900円 25km以上30km未満 15,800円 30km以上35km未満 18,700円 35km以上40km未満 21,600円 40km以上45km未満 24,400円 45km以上50km未満 26,200円 50km以上55km未満 28,000円 55km以上60km未満 29,800円 60km以上 31,600円	異	(2)交通用具利用者 2km以上5km未満 2,000円 5km以上10km未満 4,200円 10km以上15km未満 7,100円 15km以上20km未満 10,000円 20km以上25km未満 12,900円 25km以上30km未満 15,800円 30km以上35km未満 18,700円 35km以上40km未満 21,600円 40km以上45km未満 24,400円 45km以上50km未満 26,200円 50km以上55km未満 28,000円 55km以上60km未満 29,800円 60km以上 31,600円	38,521千円	102,997円
管理職手当	部長 70,000円 次長 50,000円 課長 40,000円 副課長 35,000円	異	国の管理職特別調整額として、10～4級制となっており、特別調整額としては、139,300～46,300円	40,020千円	421,263円
管理特別勤務手当	管理職が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は休日等の勤務1回当たり、部長・課長級6,000円、副課長級5,000円	同		163千円	9,056円

(注) 持家の住居手当支給額については、平成25年4月から廃止。

5 特別職の報酬等の状況（令和3年4月1日現在）

区分		給料月額等	
給料	市長 副市長 教育長	585,900円／(837,000)円 599,400円／(666,000)円 550,800円／(612,000)円	(参考) 類似団体における最高／最低額
			950,000円／431,000円 780,000円／420,000円 —
報酬	議長	475,000円	545,000円／230,000円
	副議長	385,000円	474,000円／200,000円
	議員	350,000円	442,000円／180,000円
期末手当	市長 副市長 教育長	(令和2年度支給割合) 3.56月分(4.45月分) 4.45月分 4.45月分	
	議長 副議長 議員	(令和2年度支給割合) 4.23月分(4.45月分)	

退職手当	市長 副市長 教育長	(算定方式)	1期の手当額・(支給時期)
		給料月額×40/100×48月	11,249,280円・(任期毎)
		給料月額×24/100×48月	6,905,088円・(任期毎)
		給料月額×18/100×48月	4,758,912円・(任期毎)

(注) 1.給料及び報酬の括弧内は、減額措置を行う前の金額である。

(注) 2.退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込み額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

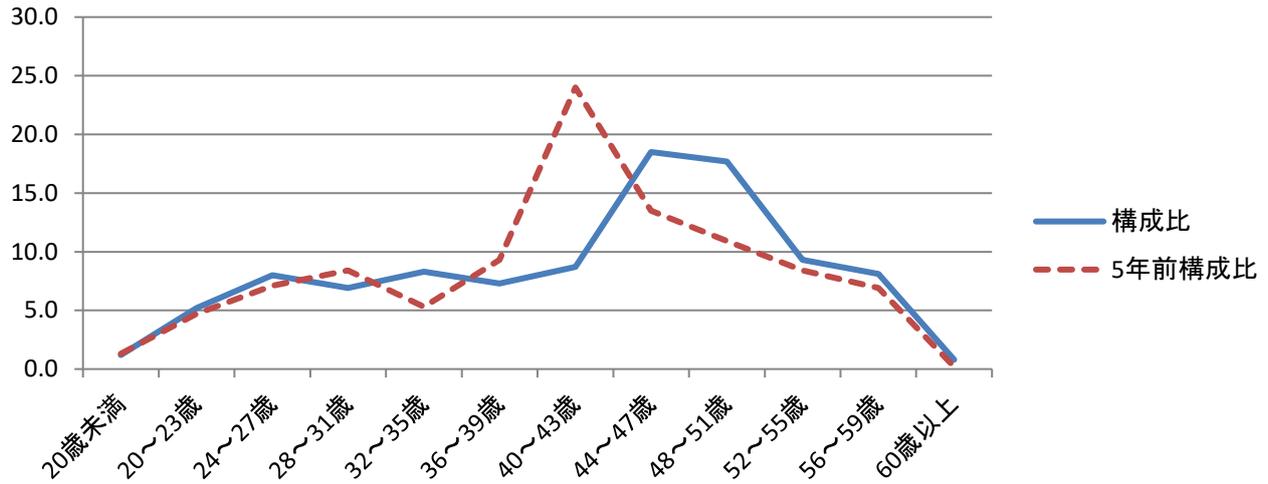
(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		令和2年	令和3年		
普通会計部門	議会	5	5	0	
	総務	85	93	8	業務の増加による
	税務	19	17	△2	人事異動による
	農林	31	28	△3	人事異動による
	労働	0	0	0	
	商工	10	12	2	業務の増加による
	土木	21	20	△1	人事異動による
	民生	73	78	5	任期付職員(保育士)の任用、業務の増加による
	衛生	28	31	3	業務の増加による
	計	272	284	12	<参考> 人口1万人当たり職員数 69.53人 (類似団体の人口1万当たり職員数 80.99人)
	教育部門	100	101	1	任期付職員(幼稚園教諭、調理員)の任用による
消防部門	67	63	△4	欠員不補充	
小計	439	448	9	<参考> 人口1万人当たり職員数 109.68人 (類似団体の人口1万当たり職員数 104.30人)	
公営企業部門	病院	8	9	1	欠員補充
	水道	16	14	△2	人事異動による
	下水道	5	5	0	
	その他	19	20	1	人事異動による
	小計	48	48	0	
合計	487	496	9	<参考>	
	[520]	[520]	0	人口1万当たり職員数 121.43人	

(注) 1.職員数は一般職に属する職員数である。

(注) 2. [] 内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和3年4月1日）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	6人	26人	40人	34人	41人	36人	43人	92人	88人	46人	40人	4人	496人

(3) 職員数の推移

部門別 \ 年度	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	過去5年間の増減数（率）	
一般行政	250	250	255	256	272	284	34	13.6%
教育	84	84	88	90	100	101	17	20.2%
消防	65	65	65	64	67	63	△2	-3.1%
普通会計計	399	399	408	410	439	448	49	12.3%
公営企業会計計	52	51	50	51	48	48	△4	-7.7%
総合計	451	450	458	461	487	496	45	10.0%

（注）各年度における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和元年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和2年度	2,029,825千円	94,845千円	101,129千円	5.0%	5.0%

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費16,183千円を含まない。

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員 手当	期末・勤勉 手当	計 B	
令和2年度	17人	61,637千円	11,130千円	23,634千円	96,401千円	5,671千円

(注) 1.職員手当には、退職手当を含まない。

2.職員数については、令和2年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含まない。

3.給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(参考) 市町村一人当たり 給与費
6,045千円

イ 特記事項

給与等の削減状況（令和3年4月1日現在）

区分	給料	期末手当	管理職手当	措置期間
一般職	—	—	—	

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和3年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
丹波篠山市	48.8歳	343,408円	538,412円
団体平均	45.3歳	335,096円	502,816円
事業者	—	—	—

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末・勤勉手当

丹波篠山市		丹波篠山市（一般行政職）	
1人当たり平均支給額(令和2年度)		1人当たり平均支給額(令和2年度)	
1,643千円		1,599千円	
(令和2年度支給割合)		(令和2年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.55月分	1.90月分	2.55月分	1.90月分
(1.45)月分	(0.90)月分	(1.45)月分	(0.90)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級による加算措置		職制上の段階、職務の級による加算措置	
役職加算 5%~10%		役職加算 5%~10%	

(注) 括弧内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和3年4月1日現在）

丹波篠山市			丹波篠山市（一般行政職）		
支給率	自己都合	応募認定・定年	支給率	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
一人当たり 平均支給額	—	—	一人当たり 平均支給額	—	21,315千円
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)		

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、令和2年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（令和3年4月1日現在） ※丹波篠山市は該当なし

支給実績			—千円
支給職員1人当たり平均支給年額			—円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
—	%	数	%
—	%	数	%
—	%	数	%
—	%	数	%

エ 特殊勤務手当（令和3年4月1日現在） ※水道事業は該当なし

支給実績（令和2年度決算）				千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算：全会計）				円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和2年度）				%
手当の種類				種類
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和2年度決算）	4,139千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）	345千円
支給実績（令和元年度決算）	3,644千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）	304千円

（注）1.時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

（注）2.職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和2年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和3年4月1日現在）

手当名	内容および支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（令和2年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）
扶養手当	(1)配偶者6,500円 (2)子10,000円、父母等6,500円 16歳の年度初めから22歳の年度末までの子は5,000円加算。	同		1,545千円	193,125円
住居手当	家賃支払者 家賃支払者に応じて最高28,000円まで	同		1,383千円	276,600円

通勤手当	(1)交通機関利用者実費支給 ただし、最高限度額55,000円 (2)交通用具利用者 2km以上3km未満 2,500円 3km以上4km未満 3,400円 4km以上5km未満 4,300円 5km以上7km未満 5,200円 7km以上10km未満 6,600円 10km以上15km未満 8,000円 15km以上20km未満 10,000円 20km以上25km未満 12,900円 25km以上30km未満 15,800円 30km以上35km未満 18,700円 35km以上40km未満 21,600円 40km以上45km未満 24,400円 45km以上50km未満 26,200円 50km以上55km未満 28,000円 55km以上60km未満 29,800円 60km以上 31,600円	同		624千円	69,333円
管理職手当	部長 70,000円 次長 50,000円 課長 40,000円 副課長 35,000円	同		1,800千円	600,000円
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務1回について 4,400円。ただし、その勤務時間が5時 間未満の場合は、その勤務1回につき 2,200円	同		1,604千円	114,571円

(注) 持ち家の住居手当支給額については、平成25年4月から廃止。

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和元年度の総費用 に占める職員給 与費比率
令和2年度	3,299,023千円	123,268千円	37,204千円	1.1%	—

区分	職員数 A	給与費			計 B	一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員 手当	期末・勤勉 手当		
令和2年度	6人	20,257千円	2,711千円	8,022千円	30,990千円	5,165千円

(注) 1.職員手当には、退職手当を含まない。

(注) 2.職員数は、令和2年4月1日現在の人数である。

(参考) 市町村一人当たり 給与費
5,953千円

イ 特記事項

給与等の削減状況(令和3年4月1日現在)

区分	給料	期末手当	管理職手当	措置期間
一般職	—	—	—	

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和3年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
丹波篠山市	36.3歳	300,700円	431,181円
団体平均	43.7歳	331,372円	495,629円
事業者	—	—	—

（注）平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末・勤勉手当

丹波篠山市		丹波篠山市（一般行政職）	
1人当たり平均支給額(令和2年度)		1人当たり平均支給額(令和2年度)	
1,338千円		1,599千円	
(令和2年度支給割合)		(令和2年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.55月分	1.90月分	2.55月分	1.90月分
(1.45)月分	(0.90)月分	(1.45)月分	(0.90)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級による加算措置		職制上の段階、職務の級による加算措置	
役職加算 5%~10%		役職加算 5%~10%	

（注）括弧内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和3年4月1日現在）

丹波篠山市			丹波篠山市（一般行政職）		
支給率	自己都合	応募認定・定年	支給率	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
一人当たり平均支給額	—	—	一人当たり平均支給額	—	21,315千円
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)			定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)		

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、令和2年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（令和3年4月1日現在） ※丹波篠山市は該当なし

支給実績		—千円
支給職員1人当たり平均支給年額		—円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数
—	%	数
—	%	数
—	%	数
—	%	数

エ 特殊勤務手当（令和3年4月1日現在） ※下水道事業は該当なし

支給実績（令和2年度決算）	千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算：全会計）	円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和2年度）	%		
手当の種類	種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価

才 時間外勤務手当

支給実績（令和2年度決算）	864千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）	173千円
支給実績（令和元年度決算）	909千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）	182千円

（注）1.時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

（注）2.職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和2年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和3年4月1日現在）

手当名	内容および支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和2年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和2年度決算)
扶養手当	(1)配偶者6,500円 (2)子10,000円、父母等6,500円 16歳の年度初めから22歳の年度末までの子は5,000円加算。	同		996千円	332,000円
住居手当	家賃支払者 家賃支払者に応じて最高28,000円まで	同		0千円	0円
通勤手当	(1)交通機関利用者実費支給 ただし、最高限度額55,000円 (2)交通用具利用者 2km以上3km未満 2,500円 3km以上4km未満 3,400円 4km以上5km未満 4,300円 5km以上7km未満 5,200円 7km以上10km未満 6,600円 10km以上15km未満 8,000円 15km以上20km未満 10,000円 20km以上25km未満 12,900円 25km以上30km未満 15,800円 30km以上35km未満 18,700円 35km以上40km未満 21,600円 40km以上45km未満 24,400円 45km以上50km未満 26,200円 50km以上55km未満 28,000円 55km以上60km未満 29,800円 60km以上 31,600円	同		371千円	74,200円
管理職手当	部長 70,000円 次長 50,000円 課長 40,000円 副課長 35,000円	同		480千円	480,000円
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務1回について 4,400円。ただし、その勤務時間が5時間未満の場合は、その勤務1回につき 2,200円	同		0千円	0円

（注）持ち家の住居手当支給額については、平成25年4月から廃止。